

第5回盛土による災害防止のための

関係府省連絡会議幹事会

議事次第

令和4年6月20日（月）
13：00～14：00
中央合同庁舎3号館3階 総合政策局会議室
（WEB会議併用）

1. 開会

2. 議事

盛土による災害の防止に向けた関係府省の今後の取組について

- 盛土の総点検を踏まえた早期の対策実施について
- 宅地造成等規制法の一部を改正する法律の成立及び今後の予定について
- 建設発生土の搬出先の明確化等の取組について
- 再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会について
- 電気事業法の改正による小出力発電設備の規制強化等について

3. 閉会

事 務 連 絡
令 和 4 年 4 月 2 0 日

各都道府県

盛土の総点検総括部局長 殿
土地利用規制担当部局長 殿
廃棄物規制担当部局長 殿

農 林 水 産 省 農 村 振 興 局
農 村 政 策 部 農 村 計 画 課 長

林 野 庁
森 林 整 備 部 治 山 課 長

国 土 交 通 省 総 合 政 策 局
公 共 事 業 企 画 調 整 課 長

国 土 交 通 省 都 市 局
都 市 安 全 課 長
都 市 計 画 課 長

国 土 交 通 省 水 管 理 ・ 国 土 保 全 局
砂 防 部 砂 防 計 画 課 長

環 境 省 自 然 環 境 局
国 立 公 園 課 長

環 境 省 環 境 再 生 ・ 資 源 循 環 局
廃 棄 物 規 制 課 長

盛土の総点検を踏まえた早期の対策実施について

盛土の総点検については、令和3年8月11日、関係省庁から都道府県知事に総点検を依頼し、本年3月16日時点において、全国で約3万6千箇所の盛土が抽出され、それらのほぼ全ての盛土について、目視等による点検が完了したとの報告がありました。このうち、必要な災害防止措置が確認できない、許可・届出等の手続きが取られていない、廃棄物の投棄等が確認された等、点検項目のいずれかに該当する盛土が約1,100箇所ありました。各都道府県においては、限られた期間において点検を完了いただき、感謝申し上げます。

今後は、今回の点検を契機として、盛土の安全確保に向け、速やかに必要な対策を進める必要があります。

つきましては、総点検の結果を踏まえ、本年の出水期を迎えるにあたり、管内の市町村と連携し、下記のとおり対応いただき、盛土の安全対策に万全を期していただきますようお願いいたします。

記

1. 目視等により、明らかに災害危険性が高いと判断された盛土については、出水期までに必要な応急対策を完了し、安全を確保すること。
2. 安全性を確認するための詳細調査が必要な盛土については、速やかに調査に着手し、災害危険性の有無や程度を明らかにすること。
3. 応急対策が必要な盛土や、詳細調査等により災害危険性が高いと特定された盛土は、速やかにその内容を公表・周知するとともに、住民の迅速な避難等につながる対策を実施すること。

応急対策の実施等にあたり、ご不明な点等があれば、下記問い合わせ先までご連絡ください。

<問い合わせ先>

国土交通省総合政策局公共事業企画調整課

隅蔵 (内 24551)・本村 (内 24523)・木内 (内 24525) TEL. 03-5253-8111

国土交通省都市局都市安全課

平澤 (内 32342)・大久保 (内 32344) TEL. 03-5253-8111

国土交通省都市局都市計画課

三浦 (内 32698)・永村 (内 32695) TEL. 03-5253-8111

国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課

永野 (内 36142)・杉田 (内 36134) TEL. 03-5253-8111

農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課

藤田・佐藤 (内 5531) TEL. 03-6744-7131

林野庁森林整備部治山課

宮前・尾木 (内 6198) TEL. 03-3502-8111

環境省自然環境局国立公園課

野川 (内 6441)・高橋 (内 6442) TEL. 03-5521-8278

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

畑澤 (内 6884)・小笠原 (内 6894)・田島 (内 6883) TEL. 03-6205-4798

盛土の早期の対策実施に向けた都道府県担当課長会議について(報告)

1. 開催趣旨

本年の出水期を迎えるにあたり、盛土の安全対策に万全を期すことを目的に、関係省庁から各都道府県に対し、「盛土の総点検を踏まえた早期の対策実施について」(令和4年4月20日 事務連絡)を改めて周知するとともに、建設発生土の搬出先の明確化等に関する取組、宅地造成等規制法の一部を改正する法律について周知し、意見交換を実施。

2. 開催概要

- 開催日 令和4年6月7日(火)

- 場 所 中央合同庁舎第4号館 会議室 (WEB併用)

- 出席者
 - ・ 国土交通省、農林水産省、林野庁、環境省 各課長等
 - ・ 各都道府県における盛土に関する担当課長等
(盛土の総点検総括部局、土地利用規制担当部局、廃棄物規制担当部局)

- 主な内容
 - 盛土の総点検を踏まえた早期の対策実施について
 - 盛土による災害の防止のための今後の取組について
 - 宅地造成等規制法の一部を改正する法律について

背景・必要性 【公布:R4.5.27 / 施行:公布の日から1年を超えない範囲内で政令で定める日】

盛土をめぐる現状

- 静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、土石流が発生 → **甚大な人的・物的被害**(令和3年7月)
- 盛土の総点検において、**全国で約3.6万箇所を目視等により点検**(令和4年3月)



制度上の課題

- 宅地の安全確保、森林機能の確保、農地の保全等を目的とした各法律により、開発を規制 → **各法律の目的の限界等から、盛土等の規制が必ずしも十分でないエリアが存在** (一部の地方公共団体では条例を制定して対応)

危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する法制度が必要

※ 全国知事会等からも法制化による全国統一の基準・規制を設けることについて要望あり

法律の概要

- 盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、「**宅地造成等規制法**」を法律名・目的も含めて**抜本的に改正し**、**土地の用途(宅地、森林、農地等)にかかわらず**、**危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制**
 - ※ 法律名を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改正。通称”盛土規制法”
 - ※ 国土交通省・農林水産省による共管法とし、両省が緊密に連携して対応

国土交通大臣及び農林水産大臣は、盛土等に伴う災害の防止に関する**基本方針**を策定

1. スキマのない規制

- 規制区域** ◆ 都道府県知事等が、**盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定**
 - ⇒ ・市街地や集落、その周辺など、人家等が存在するエリアについて、森林や農地を含めて広く指定
 - ・市街地や集落等からは離れているものの、地形等の条件から人家等に危害を及ぼしうるエリア(斜面地等)も指定
- 規制対象** ◆ 規制区域内で行われる盛土等を **都道府県知事等の許可の対象**に
 - ※ 宅地造成等の際の盛土だけでなく、単なる土捨て行為や一時的な堆積についても規制

2. 盛土等の安全性の確保

- 許可基準** ◆ 盛土等を行うエリアの地形・地質等に応じて、**災害防止のために必要な許可基準を設定**
- 中間検査** ◆ 許可基準に沿って安全対策が行われているかどうかを確認するため、
- 完了検査** ①**施工状況の定期報告**、②**施工中の中間検査**及び③**工事完了時の完了検査**を実施

3. 責任の所在の明確化

- 管理責任** ◆ 盛土等が行われた土地について、**土地所有者等が常時安全な状態に維持する責務を有することを明確化**
- 監督処分** ◆ 災害防止のため必要なときは、**土地所有者等だけでなく、原因行為者に対しても、是正措置等を命令**
 - ※ 当該盛土等を行った造成主や工事施工者、過去の土地所有者等も、原因行為者として命令の対象になり得る

4. 実効性のある罰則の措置

- 罰則** ◆ 罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反等に対する懲役刑及び罰金刑について、**条例による罰則の上限より高い水準に強化**
 - ※ 最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下・法人重科3億円以下

【目標・効果】 危険な盛土等を包括的に規制し、盛土等に伴う災害を防止

(KPI) ○規制区域を指定する都道府県等(都道府県、政令市、中核市)の数 ⇒ 施行後5年以内に全都道府県等

- 盛土による災害の防止に向け、関係省庁と連携しながら、危険な盛土等を包括的に規制する法制度の構築や、建設工事から発生する土の搬出先の明確化等の取組を、順次実施していく。

1. 宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）

2. 建設発生土の搬出先の明確化の取組

建設発生土は「再生資源」であり、同一現場内での利用や工事間での有効利用等に取り組むべきもの。

【指定利用等の徹底（公共工事）】

- **全ての公共工事発注者に、指定利用等※の原則実施**を要請
※ 工事の発注段階で建設発生土の搬出先を指定する等
- **運搬費・処分費の積算への計上**を徹底

【建設発生土の計画制度の強化（公共・民間工事）】

< 現行制度 >

資源有効利用促進法により元請業者に対し、搬出先(他の工事現場、残土処分場等)等を記載した再生資源利用促進計画書の作成・保存を義務付け

- 搬出先の**新たな法制度の許可等の事前確認**及び搬出後の**土砂受領書等の確認**を義務化
- 計画書の作成**対象工事の拡大**、**保存期間の延長**、
- 計画書の**発注者への報告**と**建設現場への掲示**を義務化 等

建設発生土の搬出先の明確化等の取組について

国土交通省
総合政策局公共事業企画調整課
不動産・建設経済局建設業課

1. 指定利用等の徹底

公共工事において発注者が工事の発注段階で建設発生土の搬出先を指定する指定利用等の徹底や、運搬費・処分費等の適正な積算による予定価格の設定について、総務省と連名で地方公共団体に要請。加えて、地方ブロック毎の建設副産物対策連絡協議会を通じて地方公共団体や建設業団体等へ周知。

また、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づく適性化指針の一部変更(閣議決定)により、公共工事発注者に要請。

今後は、建設工事標準請負契約約款の改正等を行い、継続的に大規模な工事を発注している民間発注者にも周知していく予定。

<公共工事発注者への要請等>

- R4.4.1 公共工事における建設発生土の指定利用等を地方公共団体へ要請(国交・総務)
- R4.6.1 公共工事入札契約適正化法の適性化指針を変更(5/20 閣議決定)し公共工事発注者へ要請(国交・財務・総務)
- R4.6.21 公共及び民間工事向けの標準契約約款の改正に向け審議会にて審議予定
今後、更に民間発注者による必要な費用の負担等についてガイドラインを改正予定

<各地方ブロックの取組>

地方建設副産物対策連絡協議会： 地方整備局、地方農政局、都道府県、指定都市、日本建設業連合会地方支部、建設業協会等により構成

- R4.5～6 各地方ブロック毎に開催し、指定利用等の徹底や処分費等の適正な積算について地方公共団体や建設業団体等へ周知

2. 建設発生土の計画制度の強化

有識者会議の提言及び盛土規制法の国会審議を踏まえ、資源有効利用促進法の政省令を改正し、再生資源利用促進計画制度を強化するよう準備中

<今後の予定>

実施可能なものから速やかに行う観点から、改正は次の二段階での施行を予定

- R5.1 頃 : 計画の対象工事拡大や保存期間延長、現場揭示義務など
- R5.5 頃 : 盛土規制法の許可の確認など搬出先の適正確認義務の追加など

3. その他の取組状況

① 建設業法の監督処分基準を強化し廃掃法違反への処分を厳格化

R4.5.26 建設業者の不正行為等に対する監督処分基準を改正し、廃棄物処理法違反に対する処分を厳格化

今後、盛土規制法違反についても基準に位置づけ予定

② 廃棄物混じり土の発生防止等を図るための周知を実施

R4.6.1 建設業者へ廃棄物混じり土の発生防止や資源有効利用促進法に基づく再生資源利用促進計画制度の周知を図るため、チラシを作成し、国や地方公共団体の建設業許可部局・建設リサイクル法部局等において周知を実施(国交・環境)

再エネの適正な導入・管理について

令和4年6月20日

経済産業省

地域と共生した事業規律の確保（現状の問題点）

- 地域におけるトラブルが増加しており、2016年10月～2022年2月末で850件の相談あり。
- 再エネの導入による地域住民の懸念が顕在化し、実際、法令遵守できていない設備や地域で問題を抱えている設備が存在。

＜主な相談事項＞

- 適正な事業実施への懸念（事業当初～事業中の柵塀・標識の未設置やメンテナンス不良、事業終了後の廃棄）
- 地元理解への懸念（事業者の情報が不透明、説明会の開催や住民への説明等の対話が不十分）
- 事業による安全確保への懸念（構造強度への不安、パネル飛散等）

＜地域でトラブルを抱える例＞



土砂崩れで生じた崩落



柵塀の設置されない設備

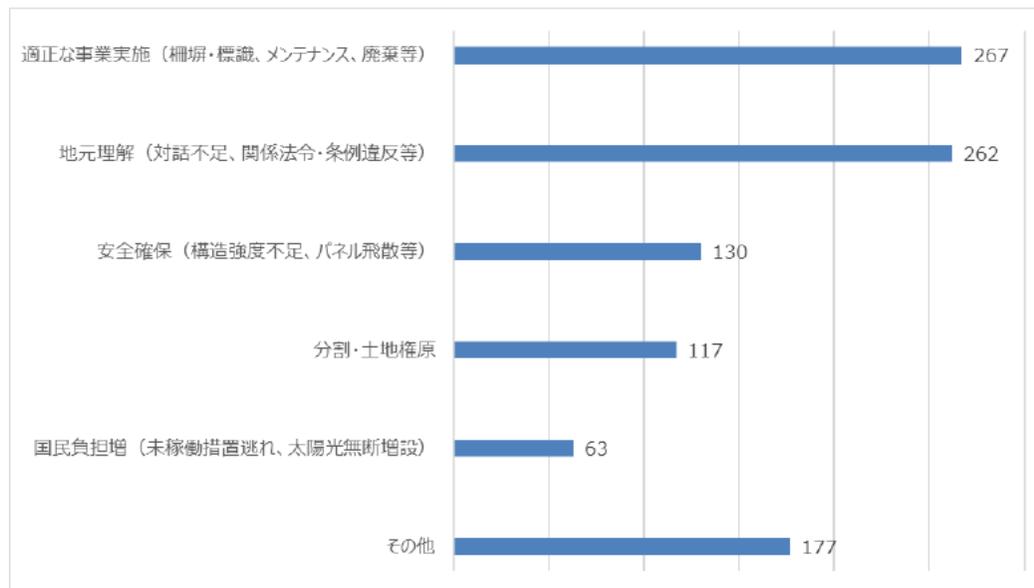


放置されたパネルの現況



景観を乱すパネルの設置

＜情報提供フォーム（エネ庁HP）への相談内容＞



※ 1つの相談内容を複数の項目でカウントしているため、総相談件数と一致しない

(参考) 地域から寄せられた懸念の声の具体例

- 情報提供フォーム(エネ庁HP)に寄せられた自治体や地元住民の方々からの具体の声は以下のとおり。

懸念の種類	内容
コミュニケーション不足 (土地開発前)	事業実施に向けた <u>土地開発が開始されたことによって、事業の存在を把握。ごく限られた一部の住民には説明を行ったと事業者は主張するが、開発前の早期のタイミングで適切に地元への説明を行ってほしい。</u>
立地場所に関する懸念 (土地開発前)	発電設備の設置場所が <u>土砂災害警戒区域や砂防指定地にあたり、森林伐採を伴うものであり、災害が発生するのではないか懸念。</u>
関係法令遵守違反 (土地開発・運転開始後)	開発規制法に基づく許可条件に違反した土地開発が行われていたことが発覚。今後、指導等を経て原状回復命令を行う予定。
適切な事業実施への懸念 (運転開始後)	<u>柵塀や標識の設置がされておらず、何かあったときに対応してくれるのか不安。敷地内で雑草が伸び放題など管理が適切になされているか懸念。</u>
適切な廃棄への懸念 (廃止・廃棄)	地元との適切なコミュニケーション不足など事業者が非常に不誠実な対応。こういった事業者が事業終了後に適切な廃棄処理を行うと思えず心配。

地域と共生した事業規律の確保（これまでの取組）

- **地域と共生する再生可能エネルギーの導入実現のため、事業の開始から終了まで一貫して、適正かつ適切に再エネ発電事業の実施が担保され、地域からの信頼を確保することが不可欠。**

＜これまでの主な取り組み＞

（事業実施の各段階共通）

- 再エネ特措法を改正し、**条例を含む関係法令遵守を認定基準**として明確化。（2017年）
※関係法令の例：森林法、宅地造成等規制法、急傾斜地法、地すべり防止法、砂防法等
- 事業計画策定ガイドラインにおいて**住民との適切なコミュニケーションを努力義務化**（2017年）
- 地方自治体の**条例等の先進事例を共有する情報連絡会の設置・開催**（2018年～）

（土地開発後～運転開始後段階）

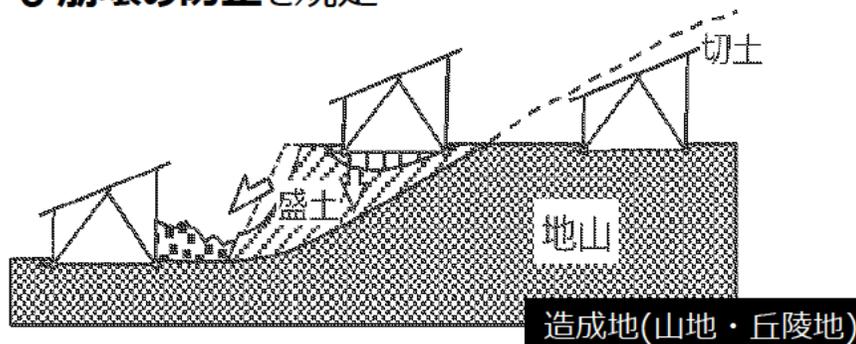
- 電気設備の技術基準の解釈において**斜面設置に係る規程を追加**（2020年）

（廃止・廃棄段階）

- **廃棄等費用の外部積立て等**を内容とする改正再エネ特措法の成立（2020年、2022年施行）

＜斜面設置に係る技術基準＞

太陽光発電設備の設置にあたり、**土砂の流出及び崩壊の防止**を規定



＜太陽光発電設備の廃棄等積立制度の概要＞

原則、源泉徴収的な外部積立て

- ◆ 対象：**10kW以上すべての太陽光発電（複数太陽光発電設備設置事業を含む。）の認定案件**
- ◆ 金額：**調達価格/基準価格の算定において想定してきている廃棄等費用の水準**
- ◆ 時期：**調達期間/交付期間の終了前10年間**
- ◆ 取戻し条件：**廃棄処理が確実に見込まれる資料の提出**

※2022年7月から積立て開始。

地域と共生した事業規律の確保（さらなる対応）

（土地開発前段階）

- 先般の通常国会で成立した盛土規制法において、**太陽光パネルの設置のための盛土についても、規制対象に含めることとし、安全基準への適合**を求める予定。再エネ特措法でも関係法令の遵守の観点から連携。
- 再エネ特措法の認定**申請段階**で、設置場所や事業者名等の**情報を自治体へ共有**。
※関係法令遵守の観点から、各自治体もFIT・FIP認定データベースへのアクセスが可能。例えば、この仕組みの強化等も考えられる。

（土地開発後～運転開始後段階）

- 太陽光発電の稼働済案件の位置が一目で分かる**マップ形式での自治体への情報を提供**。
- **太陽電池50kW未満**に対する**報告徴収及び立入検査の範囲を拡大**(2021年4月1日施行)。先般の通常国会で成立した電気事業法等の改正法において**小規模な再エネ発電設備に係る基礎情報の届出や使用前の自己確認を措置予定**。
- 適正な事業実施を確保するため、外部委託の活用や担当人員の強化により、**執行力強化**。

<マップ形式での情報提供>

再生可能エネルギー電子申請

手帳計画認定情報 公表用ウェブサイト 2020年1月31日 時点

地図 航空写真

事業者情報
(設備ID, 発電事業者名, 発電出力, 設備の所在地等)

発電設備の所在地 東京都八王子市

再エネ発電設備の適正な導入・管理のあり方に関する検討会

第41回再生可能エネルギー大量導入・次世代ネットワーク小委員会（2022年4月26日）
参考資料1

- 4月21日より、関係省庁（経産省・農水省・国交省・環境省）が共同で再エネ発電設備の適正な導入及び管理のあり方や更なる対応強化に向けた検討会を立ち上げ。
- 災害や環境への影響、設備の不法投棄等への懸念に適切に対応するため、関係省庁で横串を通す形で、必要となる制度的対応や運用のあり方を含め検討会の場で議論し、連携を深め、スピード感をもって対策を具体化していく。
- また、併せて、エネルギーミックス達成等の再エネの導入加速化に向けては、別途、各省の取組の進捗を確認しつつ、更なる施策について具体化していく。

新設 <再エネの適正な導入・管理に向けた検討>

再エネの適正な導入・管理のあり方に関する検討会

【共同事務局：経産省、農水省、国交省、環境省】

- 事業実施における土地開発前段階、土地開発から運転開始後段階、廃止・廃棄段階の3段階に応じて、
 - 電源の特性を踏まえた立地のあり方等に関する政府全体での基本的な考え方の取りまとめ、
 - 法令・条例等への違反案件に対応するための関係省庁・自治体との連携体制の強化
 - パネルの廃棄処理適正化のための対応強化等について検討を進めていく。

<再エネの導入加速化に向けた検討>

総合資源エネルギー調査会の小委員会



- エネルギーミックスの実現加速化に向け、クリーンエネルギー戦略に向けた各省検討中の政策のうち、適地の確保を含めた各省の再エネ政策の進捗を検証。
農水省（営農型）、国交省（鉄道・空港等）、環境省（公共施設、地域脱炭素）

(参考) 再エネ発電設備の適正な導入・管理のあり方に関する検討会の開催状況

- 4月21日に第1回検討会を開催し、事業実施における土地開発前段階、土地開発から運転開始後段階、廃止・廃棄段階の3段階に応じた主な論点例を提示し、議論を開始。
- 4月27日、5月12日、6月6日の第2～4回において、再エネ導入に取り組む自治体や大学有識者、廃棄物処理事業者等へのヒアリングを実施。
- 今後、論点及び具体的な対応の方向性を具体化し、夏頃までに取りまとめ予定。

<開催実績>

2022年4月21日 第1回

- 関係省庁の取組紹介
- 主な論点例の提示

2022年4月27日 第2回

- ヒアリング
 - ・山梨県
 - ・環境エネルギー政策研究所
 - ・横浜国立大学 板垣教授
 - ・構造耐力評価機構

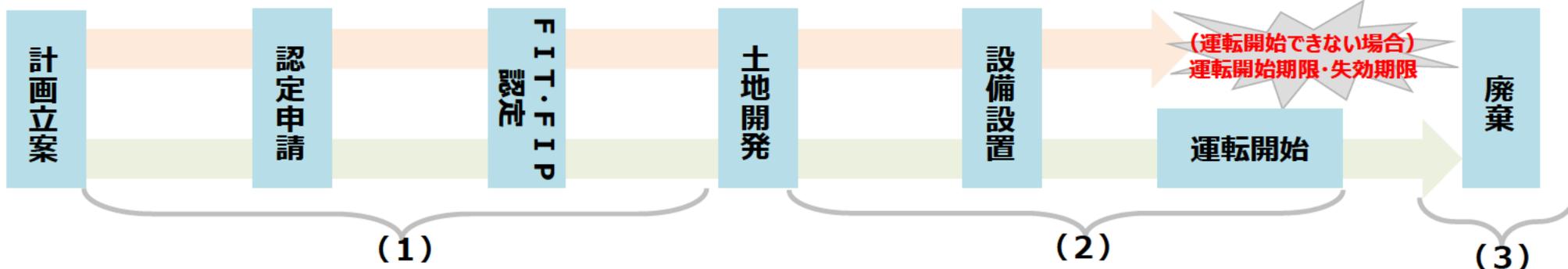
2022年5月12日 第3回

- ヒアリング
 - ・那須塩原市
 - ・東京農工大学 五味教授
 - ・太陽光発電協会
 - ・全国産業資源循環連合会
 - ・株式会社 新菱

2022年6月6日 第4回

- ヒアリング
 - ・再生可能エネルギー長期安定電源推進協会
 - ・送配電網協議会
- 第1～3回までの委員意見・ヒアリングポイント

(参考) 事業の各段階における今後の論点



<p>(1) 土地開発前</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 再エネ設備の事業の実施に関し、関係法令ごとに法目的に応じた対応を行っているが、十分な対応・連携はできているか。また、その許可基準等の運用の考え方は互いに整合的なものとする必要があるか。 ➤ 地域における合意形成に向けた適切なコミュニケーションについて、円滑化に向けた更なる取組が必要ではないか。 ➤ 再エネ導入を促進する制度（再エネ特措法等）において、立地状況等に応じた対応が必要ではないか。
<p>(2) 土地開発後～ 運転開始後</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 関係法令や事業計画策定ガイドライン等に違反している案件について、違反状況の早期の把握、早期の改善や再発防止（関係法令の執行や制度面）をどのように図っていくべきか。 ➤ 長期の事業実施中に発電設備が管理不全な状態となった場合の対応の検討も必要ではないか。
<p>(3) 廃止・廃棄</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 今後の太陽光パネル等の大量廃棄に向け、リサイクル・リユースを含む適正な処理等が確実に行われるよう、データを活用した連携を始め関係省庁で更なる対応が必要ではないか。
<p>(4) その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 事業規律を強化する場合、その着実な執行を担保するため、どのように執行力を強化していくべきか。 ➤ 今後導入拡大が見込まれる非FIT・非FIP案件への対応はどのように行うべきか。

小規模再エネ設備に対する規制強化等

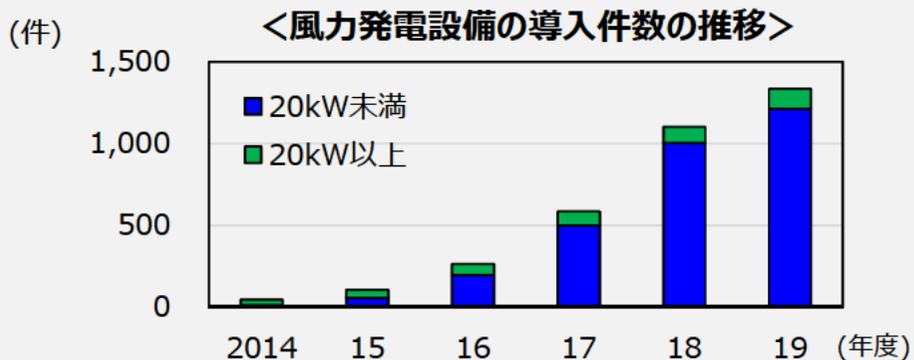
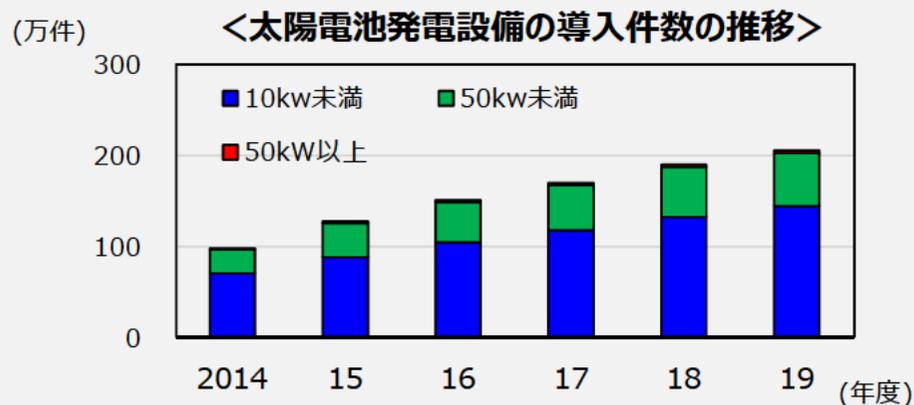
令和4年6月20日

経済産業省 電力安全課

1. 小規模再生エネ発電設備に対する規制強化①

- 現行の電気事業法上、**小規模な再生エネ発電設備**は、電氣的なリスクが小さいものとして、一般用電気工作物に位置付けられ、**事業用電気工作物に課されている各種保安規制^{*}が適用されていない。**
※保安規程の作成・届出義務、主任技術者の選任・届出義務、工事計画の認可・届出、使用前自己確認、技術基準維持義務等
- 一方で、FIT導入以降、**再生エネ発電設備が急増**。特に太陽光発電設備は、傾斜地等への設置など、その設置場所が多様化するとともに、設備が多様化。
- 近年、災害等による**太陽光パネルの崩落**や、**風車の羽根の脱落**等の事故報告が相次いでいる。

再生可能エネルギー発電設備の導入量推移



(出典)資源エネルギー庁「固定価格買取制度 情報公表用ウェブサイト
A表 都道府県別認定・導入量(2019年12月時点)」を基に作成
※2019年度は12月末時点の導入件数

小規模な再生可能エネルギー発電設備の事故

〈太陽光パネルの崩落〉



〈風車の羽根の脱落〉



令和3年4月より小規模な発電設備の事故報告制度を開始
⇒
令和3年4月～12月末に報告された小出力発電設備の事故
件数は**158件**。

1. 小規模再エネ発電設備に対する規制強化②

小規模な再エネ発電設備(太陽光:10~50kW、風力:20kW未満)を、事業用電気工作物の新たな類型(「小規模事業用電気工作物」)に位置付け、事業者に以下の義務を課すこととする。

- ① 電気工作物を技術基準に適合するように維持すること
- ② 設備の使用前に安全確認を行うこと
- ③ 国に設備の基礎情報(設備所有者、設備の種類・所在地・保安管理担当者等)の届出を行うこと

従来の区分	新たな区分	保安規制				保安規制				
		太陽光発電設備		風力発電設備		太陽光発電設備		風力発電設備		
		<事前規制> 安全な設備の設置を担保する措置		<事後規制> 不適切事案等への対応措置		<事前規制> 安全な設備の設置を担保する措置		<事後規制> 不適切事案等への対応措置		
事業用電気工作物	2,000kW以上	技術基準維持義務 技術基準の適合	電気主任技術者の届出 保安規程の選任	工事計画の届出	使用前自主検査	技術基準維持義務 技術基準の適合	電気主任技術者の届出 保安規程の選任	工事計画の届出	定期安全管理検査	使用前自主検査
	50kW~2,000kW			使用前自己確認※1				事故報告	報告徴収	
一般用電気工作物	小規模事業用電気工作物[新設]	維持義務	基礎情報[新設]届出	使用前自己確認[範囲拡大]		維持義務	基礎情報[新設]届出	使用前自己確認[範囲拡大]		
	10kW~50kW未満									
	10kW未満小出力発電設備 ※2 10kW未満の住宅用太陽光発電設備を除く				事故報告は、10kW未満については除く。				居住の用に供されているものも含める。	

※1太陽光発電については従来500kW以上を対象としていたが、50kW以上も省令で対象化する予定

2. 使用前自己確認制度の拡充

- 小出力発電設備に係る規制体系の適正化に合わせて、現行の使用前自己確認制度についても、近年の設置形態の多様化を踏まえ、改めて見直す。
- 具体的には、太陽電池発電所の使用前自己確認制度について、現行の対象範囲（500kW以上）及び小出力発電設備（50kW未満）における使用前の安全確認の意義は等しいものと考えられることから、現在対象外としている50kW～500kW規模の太陽電池発電所についても、対象へ含める方向で検討。
- また、使用前自己確認制度における確認項目について、現在は主に電氣的なリスクを中心に確認を求めているが、設備の構造的なリスクについても確認を求めることを検討。
- なお、こうした太陽電池発電設備の支持物を含めた技術基準適合性確認の担保は、土砂災害警戒区域等の特殊な地形へ設置される場合の安全性の確保にも寄与すると考えられる。

(現行の保安規制) <事業用電気工作物への対応>

出力条件	技術基準適合性確認 (電気設備)	技術基準適合性確認 (支持物)
2,000kW以上	工事計画届出	
500kW～ 2,000kW	使用前自己確認	△※
50kW～ 500kW	×	×

(検討事項)

① 使用前自己確認制度における「支持物」の確認項目の追加

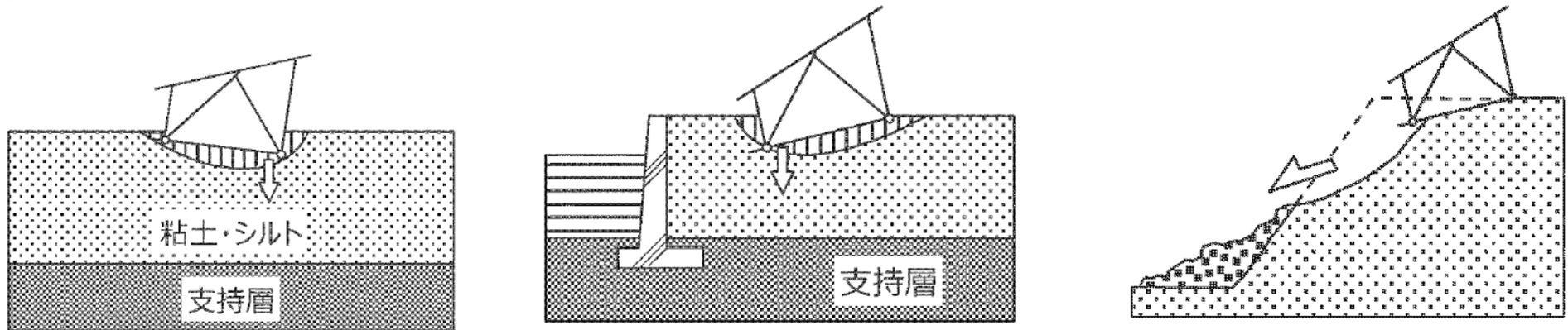
② 500kW未満の太陽電池発電設備の使用前の自己確認を制度化

※技術基準の適合性確認を求めているが、その確認方法については、支持物については詳細にリスト化されていない。

3. 既存の太陽電池発電設備の立入検査

- 令和4年度より電気事業法に基づき届けられた情報や再エネ特措法の運用において得られた情報等を効果的に活用して、例えば、傾斜地や土砂災害警戒区域等に立地するなど、災害リスクが高い再エネ発電設備について、優先的かつ機動的に電気事業法に基づく立入検査等を実施しているところ。

- 注意が必要な主な地形・地盤の例（地上設置型太陽光発電設計ガイドライン2019年版より）



上記のような傾斜地や土砂災害警戒区域等に立地するなど、災害リスクが高い再エネ発電設備について、優先的かつ機動的に電気事業法に基づく立入検査等を実施し、その安全性を重点的に確認していく。